

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び  
廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）

平成24年9月19日  
経 済 産 業 省  
商務流通保安グループ

1. 平成16年経済産業省告示第67号及び平成24年経済産業省告示第202号に基づき、電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第4条の表第15号の2及び同表第17号の2の3の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物は次の各号に掲げるとおりであり、原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第4条の表第18号及び同表第21号の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物を次の第一号（柱上変圧器を除く。）、第三号、第五号及び第八号から第十二号までに掲げるとおりである。
  - 一 変圧器（電気事業者にあつては、柱上変圧器を除く。）
  - 二 電力用コンデンサー
  - 三 計器用変成器
  - 四 リアクトル
  - 五 放電コイル
  - 六 電圧調整器
  - 七 整流器
  - 八 開閉器
  - 九 遮断器
  - 十 中性点抵抗器
  - 十一 避雷器
  - 十二 OFケーブル
2. 電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号の届出を要する場合は、現に設置している又は予備として有している上記1. に掲げる事業用電気工作物であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、判明した後直ちに、当該電気工作物を廃止し、電気関係報告規則第4条の表第17号の2の3又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号の届出を行う場合はこの限りではない。

- 一 別表に掲げる電気工作物の種類、製造者毎に示される表示記号等と一致した場合。
  - 二 前号以外の場合であって、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものであることが判明した場合。
3. 上記2. 本文の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者は、様式第1に次の事項を記入の上、遅滞なく当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を管轄する産業保安監督部長（当該電気工作物が原子力発電所に属するものである場合には、経済産業大臣及び原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。））に届け出ること。
- 一 設置者の氏名（設置者が法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
  - 二 設置者の住所
  - 三 事業場の名称
  - 四 事業場の所在地
  - 五 当該電気工作物の種類
  - 六 当該電気工作物の定格
  - 七 当該電気工作物の製造者名
  - 八 当該電気工作物の型式
  - 九 当該電気工作物の使用状態（設置又は予備の別）
  - 十 当該電気工作物の製造年月
  - 十一 当該電気工作物の設置年月
4. 電気関係報告規則第4条の表第16号及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第19号の届出を要する場合は、上記3. の届出を行ったもののうち、次の事項のいずれかに変更があった場合とする。
- 一 設置者の氏名（設置者が法人にあつては、その名称）
  - 二 設置者の住所
  - 三 事業場の名称
  - 四 事業場の所在地
  - 五 当該電気工作物の使用状態（設置又は予備の別）
5. 上記4. の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者は、様式第1の2に上記4. に該当する事項を記入の上、遅滞なく当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を管轄する産業保安監督部長（当該電気工作物が原子力発電所に属するものである場合には、経済産業大臣及び規制委員会）に届け出ること。
6. 電気関係報告規則第4条の表第17号の2の3及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号の届出を要する場合は、上記1. に掲げる事業用電気工作物であつて、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する

ものを廃止した場合とする。

7. 上記6. の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者は、様式第2に次の事項を記入の上、遅滞なく当該電気工作物が設置されていた又は予備として保管されていた場所を管轄する産業保安監督部長（当該電気工作物が原子力発電所に属するものである場合には、経済産業大臣及び規制委員会）に届け出ること。
  - 一 設置者の氏名（設置者が法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
  - 二 設置者の住所
  - 三 事業場の名称
  - 四 事業場の所在地
  - 五 当該電気工作物の種類
  - 六 当該電気工作物の定格
  - 七 当該電気工作物の製造者名
  - 八 当該電気工作物の型式
  - 九 当該電気工作物の製造年月
  - 十 当該電気工作物の設置年月
  - 十一 当該電気工作物の廃止年月
  - 十二 当該電気工作物の廃止の理由及び内容
8. 電気関係報告規則第4条の表第19号及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第27号の届出を要する場合については、事業用電気工作物の破損その他の事故が発生し、絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合とすること。
9. 上記8. の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者は、様式第3に、当該絶縁油のポリ塩化ビフェニル含有濃度、事故の状況及び講じた措置の概要を記入の上、事故の発生後可能な限り速やかに当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を管轄する産業保安監督部長（当該電気工作物が原子力発電所に属するものである場合には、経済産業大臣及び規制委員会）に届け出ること。
10. 上記1. から9. に記載されているもののほか、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用している電気工作物の届出については、別紙のとおり取り扱うこととする。
11. 各産業保安監督部（原子力発電工作物に係るものにあつては経済産業大臣）が電気関係報告規則及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則を運用するに当たり必要な範囲内においてPCB特別措置法の届出に係る情報の提供を求める際には、別添様式を参考に各都道府県・政令市に情報の提供を依頼するとともに、各都道府県・政令市より電気関係報告規則及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則に係る情報の提供を求められた場合には、速やかに提出すること

とする。

(別添様式)

番 号

年 月 日

〇〇都道府県知事・政令市長 殿

〇〇産業保安監督部長

(又は経済産業大臣)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に  
基づく届出に係る情報の提供の依頼について

本産業保安監督部の管轄内における（※経済産業大臣の場合は不要）PCBを絶縁油に使用する電気工作物（以下「PCB電気工作物」という。）の設置状況について、より一層効果的かつ合理的に把握するため、下記のPCB電気工作物に関し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき貴都道府県・政令市に届出された情報について提供を依頼します。

#### 記

1. 変圧器
2. 電力用コンデンサー
3. 計器用変成器
4. リアクトル
5. 放電コイル
6. 電圧調整器
7. 整流器
8. 開閉器
9. 遮断器
10. 中性点抵抗器
11. 避雷器
12. OFケーブル

(別表)

電気工作物の種類	製造者名	表示記号等
変圧器	株式会社愛知電機 工作所	・変圧器不燃性油、不燃油変圧器、冷却方式 <b>L N A N</b>
	富士電機製造株式会社	・富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロール油入、不燃性油入、カネクロール油入
	株式会社日立製作所	・ J (型式中、「J」が含まれるもの)
	北陸電機製造株式会社	・不燃性油入、不燃性絶縁油入、カネクロール油入、富士シンクロール油入、不燃性合成絶縁油入変圧器
	株式会社明電舎	・ A (型式中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの (ただし、ハイフンが含まれないものもある。))  (N I F A、N I F A X、N I K A X、N I L A X、N I R A X、N I R G A X、N I R S A X、N I R S G A X、N I T A、N I T A X、N I T S A X、N O R A X、N O R A X Y、N O R S A X Y、N O T A X、等)
	三菱電機株式会社	・不燃性油入
	日新電機株式会社	・不燃油入、A F 式
	大阪変圧器株式会社	・不燃油入、不燃油使用
	株式会社高岳製作所	・不燃性油入 ・ U (型式中、「U」が含まれるもの、ただし「U M」の記載品は除く)
	東光電気株式会社	・不燃性油入
東京芝浦電気株式会社	・不燃性絶縁油入 ・ L (冷却方式が「L」で始まるもの) ・ S (型式中、ハイフンの前の群が「S」で始まるもの。ただし、S I で始まるもの及び型式 S H - 5 ~ 2 0 を除く。) ・ S (型式中、ハイフンの後の群が「S」	

		で始まるもの。ただし、HCTR-S1～S21、HCR-S1～S21を除く。)
	中国電機製造株式会社	・不燃性油入
	株式会社西島電機製作所	・不燃性油入
電力用コンデンサ ー	株式会社日立製作所	・TPB ・J（型式中、「J」が含まれるもの）
	日立コンデンサ株式会社	・DF CAPACITOR、DF式コンデンサ
	マルコン電子株式会社 二井蓄電器株式会社 東京電器株式会社	・不燃性油入、NON-INFLAMMABLE LIQUID、シバノール入、DFコンデンサ ・型式が、CD～、D～、DF～、FCD～、FCDE～、MCD～、NCD～、NHD～、NLD～、NLD-C～、PFCD～、SD～、SDAB～、SDB～、SDR～、SRT-AINR、SRTTR～、SR～、SSD～、～AD～、～AF～、～AK～、～AST～、～A～、～ED～、～EDF～、～EDS～、～FCD～、～SDS～、～SDF～、SP～、で示されるもの（ただし、～は英文字又は数字、-はハイフンを示す）
	松下電器産業株式会社	・AF式
	三菱電機株式会社	・不燃性油入 ・KAF、KAL、KAP、KBF、KBP、KEF、KEP、KGL、KL-1、KL-2、KL-3、KUF、KUP、KTP
	日本コンデンサ工業株式会社	・DF式 ・AIB、HPP、SAD、SAT、S

	株式会社関西二井製作所	F、SFAI、SPF、TCB、TCS、TEB、TES、TPA、TPB、TPE、TPF、TPEI、TPFI
	日新電機株式会社	・AF式、AFP式、不燃性油含浸、三塩化ビフェニール含浸、五塩化ビフェニール含浸
	株式会社指月電機製作所	・不燃性油入、DF、DF式、LV-1、LOWVAC CAPACITOR、PL、PPA、SAK、THK ・型式が、AK、AL、BK、BL、CK、CL、DK、DL、FK、FL、HFT、HTG、KK、KL、KTD、KTM、KTQ、KTT、KTU、P、RAK、RAS、RDF、RMO、RWO、RZO、SAK、SAS、STD、STM、STQ、STT、STU、THK、THS、ZA、ZH、ZJで始まるもの（ただし、PF、PHF、POMP、PPK、PPMで始まるものは除く。）
	株式会社帝国コンデンサ製作所	・不燃油、不燃性油、油入D式、不燃性絶縁油含式、不燃油絶縁式、塩化ビフェニール式、不燃性絶縁油式 ・型式が、A、B、C、D、E、Fで始まるもの
	東京芝浦電気株式会社	・不燃性絶縁油入、シバノール、CD、PFCD ・S（型式中、ハイフンの前の群が「S」で始まるもの）
	中国電機製造株式会社	・不燃性油入
	古河電気工業株式会社	・不燃性油、不燃性、AF式不燃性油入
計器用変成器	富士電機製造株式会社	・不燃性油入、富士シンクロール油入、富士不燃性合成絶縁油入、ポリ塩化ビフェニール使用
	株式会社日立製作	・J（型式中、「J」が含まれるもの）

	所	
	株式会社明電舎	・ A (型式中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの) (CAPX、CNPAX、PAX、PAXE、等)
	三菱電機株式会社	・ CF、CLF、CNF、CSF、FH、HSF、TA、THF
	日新電機株式会社	・ 不燃油入、AF式 ・ A (型式が「A」で始まるもの)
	株式会社高岳製作所	・ 1957年から1958年製造のもの(計器用変圧器または接地型計器用変圧器)、1958年から1959年製造のもの(計器用変流器)
	東光電気株式会社	・ 不燃性油入
	東京芝浦電気株式会社	・ 不燃性絶縁油入 ・ S (型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの)
リアクトル	富士電機製造株式会社	・ 不燃性油入、富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロール油入
	株式会社日立製作所	・ J (型式中、「J」が含まれるもの)
	株式会社明電舎	・ A (型式中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの(ただし、ハイフンが含まれないものもある。)) (NIFA、NIFAX、NIKAX、NILAX、NIRAX、NIRGAX、NIRSAX、NIRSGAX、NITA、NITAX、NITSAX、NORAX、NORAXY、NORSAXY、NOTAX、等)
	三菱電機株式会社	・ 不燃性油入 ・ 1968年から1970年製造のものであって、型式が、Z313655、Z313656、Z313657、Z313658、Z377819のもの
	日本コンデンサ工	・ SRD、SD

	業株式会社	
	日新電機株式会社	・不燃油入、AF式
	東京芝浦電気株式会社	・不燃性絶縁油入 ・S（型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの）
	古河電気工業株式会社	・不燃性油、不燃性、AF式不燃性油入
	株式会社西島電機製作所	・不燃性油入
放電コイル	日新電機株式会社	・不燃油入、AF式
	東京芝浦電気株式会社	・不燃性絶縁油入 ・S（型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの）
ブッシング（変圧器（電気事業者にあつては柱状変圧器を除く。）、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断機、中性点抵抗器、避雷器、OFケーブルと一体となつて構成されるもの）	東京芝浦電気株式会社	以下の条件を全て満たすもの（製造年及び型式は、ブッシング本体の銘板で確認すること）。 ・1966年から1972年製造のもの（一部1973年製造のものも含む） ・変圧器用若しくは壁貫通用のもの ・コンサベータ及び油面計を付属していないもの ・型式が、MEHW、MEHW2、MEHWR、MEW、MEWY、MHW、MHWY、MKEH1、MKEH2、MKH、MWで始まるもの

様式第1

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用（設置・予備品保管）届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 印

電気関係報告規則第4条の表第15号の2（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号）の規定により、経済産業大臣（又は経済産業大臣及び原子力規制委員会）が告示する電気工作物の使用（設置・予備品保管）について届け出ます。

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	

種類	定格	製造者名	型式	使用状態	製造年月	設置年月	個数

（その他参考となるべき事項）

備考（様式第1）

1. 事業場の名称及び所在地には、当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を記載すること。

なお、OFケーブルにあっては、事業場の名称及び所在地については、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端の地点における所在地（（例）MH××【〇〇区〇〇】～MH△△【☆☆区☆☆】）を記載すること。

2. 連絡先には、担当部署のほか、電話番号、ファックス番号を記載すること。

3. 機器の種類には、以下の機器の種類に対応する番号を記載すること。

- (1) 変圧器（柱上変圧器を除く。）
- (2) コンデンサー
- (3) 計器用変成器
- (4) リアクトル
- (5) 放電コイル
- (6) 電圧調整器
- (7) 整流器
- (8) 開閉器
- (9) 遮断器
- (10) 中性点抵抗器
- (11) 避雷器
- (12) OFケーブル
- (13) 柱上変圧器

4. 製造者名には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(24)その他を選択した場合は、具体的な製造者名をその他参考となるべき事項の欄に記載すること。

- (1) 株式会社愛知電機工作所
- (2) 富士電機製造株式会社
- (3) 株式会社日立製作所
- (4) 北陸電機製造株式会社
- (5) 株式会社明電舎
- (6) 三菱電機株式会社
- (7) 日新電機株式会社
- (8) 大阪変圧器株式会社
- (9) 株式会社高岳製作所
- (10) 東光電気株式会社
- (11) 中国電機製造株式会社

- (12) マルコン電子株式会社
  - (13) 二井蓄電器株式会社
  - (14) 東京電器株式会社
  - (15) 松下電器産業株式会社
  - (16) 日本コンデンサ工業株式会社
  - (17) 株式会社関西二井製作所
  - (18) 株式会社指月電機製作所
  - (19) 株式会社帝国コンデンサ製作所
  - (20) 古河電気工業株式会社
  - (21) 東京芝浦電気株式会社
  - (22) 日立コンデンサ株式会社
  - (23) 株式会社西島電機製作所
  - (24) その他
5. 使用状態には、設置状態か予備品として保管している状態かを記載すること。
6. その他参考となるべき事項には、当該電気工作物を譲り受けする場合及び4. のただし書きに該当する場合にその旨を、並びにその他ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用状況の把握に参考となる事項を、それぞれ記載すること。
- なお、譲り受けして使用を開始又は予備として所有する場合には、譲り渡しする者の住所、氏名、事業場の名称及び所在地を併せて記載すること。
7. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
8. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第1の2

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 印

電気関係報告規則第4条の表第16号（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第19号）の規定により、電気関係報告規則第4条の表第15号の2（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号）の電気工作物の変更について届け出ます。

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	

変更年月日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	

(その他参考となるべき事項)

--

備考（様式第1の2）

1. 事業場の名称及び所在地には、当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を記載すること。

なお、OFケーブルにあつては、事業場の名称及び所在地については、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端の地点における所在地（（例）MH××【〇〇区〇〇】～MH△△【☆☆区☆☆】）を記載すること。

2. 連絡先には、担当部署のほか、電話番号、ファックス番号を記載すること。

3. 様式第1に規定されている区分に従い、変更内容を記載すること。

4. その他参考となるべき事項には、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用状況の把握に参考となる事項を記載すること。

5. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

6. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第2

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 印

電気関係報告規則第4条の表第17号の2の3（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号）の規定により、経済産業大臣（又は経済産業大臣及び原子力規制委員会）が告示する電気工作物の廃止について届け出ます。

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	

種類	定格	製造者名	型式	製造年月	設置年月	廃止年月日	個数

廃止理由	1:老朽取替・廃止 2:損壊・焼損 3:PCB洗浄 4:その他( )
内容	

(その他参考となるべき事項)

備考（様式第2）

1. 事業場の名称及び所在地には、当該電気工作物を設置していた又は予備として保管していた場所を記載すること。

なお、OFケーブルにあつては、事業場の名称及び所在地については、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端の地点における所在地（（例）MH××【〇〇区〇〇】～MH△△【☆☆区☆☆】）を記載すること。

2. 連絡先には、担当部署のほか、電話番号、ファックス番号を記載すること。

3. 機器の種類には、以下の機器の種類に対応する番号を記載すること。

- (1) 変圧器（柱上変圧器を除く。）
- (2) コンデンサー
- (3) 計器用変成器
- (4) リアクトル
- (5) 放電コイル
- (6) 電圧調整器
- (7) 整流器
- (8) 開閉器
- (9) 遮断器
- (10) 中性点抵抗器
- (11) 避雷器
- (12) OFケーブル
- (13) 柱上変圧器

4. 製造者名には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(24)その他を選択した場合は、具体的な製造者名をその他参考となるべき事項の欄に記載すること。

- (1) 株式会社愛知電機工作所
- (2) 富士電機製造株式会社
- (3) 株式会社日立製作所
- (4) 北陸電機製造株式会社
- (5) 株式会社明電舎
- (6) 三菱電機株式会社
- (7) 日新電機株式会社
- (8) 大阪変圧器株式会社
- (9) 株式会社高岳製作所
- (10) 東光電気株式会社
- (11) 中国電機製造株式会社
- (12) マルコン電子株式会社

- (13) 二井蓄電器株式会社
  - (14) 東京電器株式会社
  - (15) 松下電器産業株式会社
  - (16) 日本コンデンサ工業株式会社
  - (17) 株式会社関西二井製作所
  - (18) 株式会社指月電機製作所
  - (19) 株式会社帝国コンデンサ製作所
  - (20) 古河電気工業株式会社
  - (21) 東京芝浦電気株式会社
  - (22) 日立コンデンサ株式会社
  - (23) 株式会社西島電機製作所
  - (24) その他
5. 廃止の内容には、廃止理由が「損壊・焼損」の場合には、事故の概要及び事故後の処理を記載すること。「PCB洗浄」の場合には、当該電気工作物の継続使用の有無及び「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」（経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室・経済産業省商務流通保安グループ電力安全課・環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課。以下、「手順書」という。）に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した旨を記載すること。「その他」の場合には、その概要を記載すること。ただし、「損壊・焼損」の場合、電気関係報告規則第4条の表第19号（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第27号）に基づく報告を行った、又は行う予定の場合には、その旨を記載し、具体的な記載は省略可能とする。
6. その他参考となるべき事項には、当該電気工作物を譲り渡す場合及び4. 及び5. のただし書きに該当する場合にその旨を、並びにその他ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用状況の把握に参考となる事項を、それぞれ記載すること。  
なお、譲り渡す場合には、譲り受けする者の住所、氏名、事業場の名称及び所在地を併せて記載すること。
7. 廃止の理由が「PCB洗浄」の場合は、手順書3.（1）の課電自然循環洗浄実施報告書及び添付書類の写しを添付するとともに、届出の際に同報告書の原本を提示すること。
8. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
9. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第3

電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)印

電気関係報告規則第4条の表第19号（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第27号）の規定により、電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故について届け出ます。

事業場の名称							
事業場の所在地		〒					
連絡先							
種類	定格	製造者名	型式	使用状態	製造年月	設置年月	個数
発生日時				復旧日時			
ポリ塩化ビフェニルの含有濃度							
事故の状況							
講じた措置							

(その他参考となるべき事項)

--

備考（様式第3）

1. 事業場の名称及び所在地には、当該電気工作物を設置している又は予備として保管している場所を記載すること。

なお、OFケーブルにあつては、事業場の名称及び所在地については、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には事故が発生した地点における所在地（（例）MH××【〇〇区〇〇】）を記載すること。

2. 連絡先には、担当部署のほか、電話番号、ファックス番号を記載すること。

3. 機器の種類には、以下の機器の種類に対応する番号を記載すること。

- (1) 変圧器（柱上変圧器を除く。）
- (2) コンデンサー
- (3) 計器用変成器
- (4) リアクトル
- (5) 放電コイル
- (6) 電圧調整器
- (7) 整流器
- (8) 開閉器
- (9) 遮断器
- (10) 中性点抵抗器
- (11) 避雷器
- (12) OFケーブル
- (13) 柱上変圧器

4. 製造者名には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(24)その他を選択した場合は、具体的な製造者名をその他参考となるべき事項の欄に記載すること。

- (1) 株式会社愛知電機工作所
- (2) 富士電機製造株式会社
- (3) 株式会社日立製作所
- (4) 北陸電機製造株式会社
- (5) 株式会社明電舎
- (6) 三菱電機株式会社
- (7) 日新電機株式会社
- (8) 大阪変圧器株式会社
- (9) 株式会社高岳製作所
- (10) 東光電気株式会社
- (11) 中国電機製造株式会社
- (12) マルコン電子株式会社

- (13) 二井蓄電器株式会社
- (14) 東京電器株式会社
- (15) 松下電器産業株式会社
- (16) 日本コンデンサ工業株式会社
- (17) 株式会社関西二井製作所
- (18) 株式会社指月電機製作所
- (19) 株式会社帝国コンデンサ製作所
- (20) 古河電気工業株式会社
- (21) 東京芝浦電気株式会社
- (22) 日立コンデンサ株式会社
- (23) 株式会社西島電機製作所
- (24) その他

- 5. 使用状態の欄は、本報告を行う時点における電気関係報告規則第4条（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条）に基づく届出の内容を記載すること。ただし、その後電気関係報告規則第4条の表第17号の2の3（又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号）に基づく届出をする予定がある場合には、その旨をその他参考となるべき事項の欄にも記載すること。
- 6. 事故の状況の欄は、事故の状況（被害状況も含む。）及び原因を記載すること。
- 7. 講じた措置の欄は、事故後の講じた措置及び再発防止策を記載すること。
- 8. その他参考となるべき事項には、4. 及び5. のただし書きに該当する場合にその旨を、並びにその他ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用状況の把握に参考となる事項を、それぞれ記載すること。
- 9. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 10. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(別紙)

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用している電気工作物の報告に係る関係法令の解釈について

**【電気関係報告規則第2条の表第6号】**

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調査年報（当該機器を有する場合に限る。）

1. 目的

電気事業者が設置する柱上変圧器に関しては、台数が膨大であることから、実効的な制度の運用を図りつつ、適切に把握するため、年1回の定期報告として平成16年3月1日付けで、電気関係報告規則第2条の表第6号の「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調査年報（当該機器を有する場合に限る。）」を届出の対象として追加したもの。

2. 運用上の解釈

絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき0.5mg以下である絶縁油を使用する電気工作物については、報告の対象外とする。

また、地上設置形変圧器及び地下設置形変圧器並びに柱上変圧器（自家用電気工作物を設置する者に限る。）については、電気関係報告規則第2条の表第6号の規定に基づく報告の対象ではなく、電気関係報告規則第4条第15号の2の規定に基づく届出の対象とする。

なお、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器を設置する電気事業者において、毎年3月31日現在で、当該機器を全て廃止した場合にあっては、翌年度以降、当該報告を要しないものとする。

**【平成16年経済産業省告示第67号及び平成24年経済産業省告示第202号】**

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第四条の表第十五号の二及び同表第十七号の二の三の届出を要する場合の欄の規定に基づき、別に告示する電気工作物を次のように定め、平成十六年四月一日から施行する。

なお、平成十三年経済産業省告示第六百三十一号（電気関係報告規則第四条の表第十五号の二の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物）は、平成十六年三月三十一日限り、廃止する。

電気関係報告規則第四条の表第十五号の二及び同表第十七号の二の三の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物は、次に掲げる電気工作物とする。

- 一 変圧器（電気事業者にあつては柱上変圧器を除く。）
- 二 電力用コンデンサー
- 三 計器用変成器
- 四 リアクトル
- 五 放電コイル
- 六 電圧調整器
- 七 整流器
- 八 開閉器
- 九 遮断器
- 十 中性点抵抗器
- 十一 避雷器
- 十二 OFケーブル

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）第四条の表第十八号及び第二十一号の届出を要する場合の欄の規定に基づき、別に告示する電気工作物を次のように定め、平成二十四年九月十九日から施行する。

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表第十八号及び第二十一号の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物は、次に掲げる電気工作物とする。

- 一 変圧器
- 二 計器用変成器
- 三 放電コイル
- 四 開閉器
- 五 遮断器
- 六 中性点抵抗器
- 七 避雷器
- 八 OFケーブル

## 1. 目的

平成13年10月15日より電気関係報告規則第4条第15号の2に基づき届出を義務付けた電気工作物は、平成13年経済産業省告示第631号により規定していたところ。

平成15年11月21日、社団法人日本電機工業会より電気機械器具について、及び平成16年2月12日、ケーブルメーカー等9社(※)よりOFケーブル（絶縁油を用いる電力用ケーブル）について、当該電気工作物に使用される絶縁油に微量のポリ塩化ビフェニルが混入している可能性が否定できない旨、経済産業省へ報告されたことを踏まえ、届出の対象となる電気工作物を拡充すべく、平成16年3月31日限

り、平成13年経済産業省告示第631号を廃止し、平成16年4月1日より、平成16年経済産業省告示第67号を制定し、新たな電気工作物として第6号から第12号を追加するとともに自家用電気工作物を設置する者の柱上変圧器を追加したもの。

(※) これまでOFケーブル設備を製造・施工していた6社及び6社間の事業統合に伴い設立された新会社3社。

## 2. 運用上の解釈

電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び同表第17号の2の3の届出を要する電気工作物は、事業用電気工作物（電気事業の用に供する電気工作物及び自家用電気工作物）のうち、次の各号に掲げるものとし、原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号及び同表第21号の届出を要する電気工作物を次の第一号（柱上変圧器を除く。）、第三号、第五号及び第八号から第十二号までに掲げるとおりとする。

なお、ブッシング、電圧調整器等の装置が当該電気工作物と一体となって構成されている場合で、当該電気工作物にポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が使用されていないものの、当該装置にポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が使用されている場合には、当該電気工作物での届出の対象とする。

### 一 変圧器（電気事業者にあつては、柱上変圧器を除く。）

主要変圧器、所内変圧器、試験用変圧器、始動用変圧器、電気炉用変圧器、整流器用変圧器、接地変圧器及び移動用変圧器等の変圧器並びに自家用電気工作物を設置する者の柱上変圧器を対象とするものとする。

### 二 電力用コンデンサー

力率の改善、電圧降下の低減等を図る目的で使用される進相用及び調相用コンデンサー並びに送電容量の増大を図る目的として使用される直列コンデンサーに加え、高調波フィルタ設備及び電力線搬送用結合コンデンサー等の電力用コンデンサーを対象とするものとする。

なお、サージアブソーバのようにコンデンサーと避雷器から構成されるものについては、本号に該当するものとする。

### 三 計器用変成器

測定可能な電圧・電流に変成するためのもので、変電所等で使用される計器用変圧器・変流器及び電力計量用の変成器を対象とするものとする。

### 四 リアクトル

進相電流を補償するための分路リアクトル、短絡時の電流を制限する限流リアクトル及び中性点と対地間に接続され、地絡事故時における地絡電流を制限する目的として使用される中性点リアクトル等を対象とする。

なお、高調波フィルタ設備のようにコンデンサー、リアクトル及び抵抗から構成されるものについては、第2号の電力用コンデンサーに該当するものとする。

## 五 放電コイル

コンデンサー開放時の残留電荷を速やかに放電させるためにコンデンサーと並列して線間に接続するコイルを指すものとする。

なお、構造上コンデンサーと一体となったものについては、第2号の電力用コンデンサーに該当とするものとする。

## 六 電圧調整器

電源電圧の変動や負荷電流の変化による電圧変動を補償するためのもので、負荷時タップ切換器及び誘導電圧調整器等の電圧調整器を対象とする。

なお、変圧器と一体で構成されるものについては、第1号の変圧器（柱上変圧器を除く。）に該当するものとする。

## 七 整流器

交流を直流に変換する装置を指すものとする。

## 八 開閉器

通常において、電路を開閉できる装置を指すものとする。

## 九 遮断器

地絡事故及び短絡事故の異常時においても電路を開閉できる装置を指すものとする。

## 十 中性点抵抗器

中性点と対地間に接続され、地絡事故時における地絡電流を制限する目的として使用される中性点接地抵抗器を対象とする。

## 十一 避雷器

雷及び開閉サージによる機器保護のため、放電により過電圧を制限し、続流を短時間のうちに遮断して原状に自復する機能をもつ装置を指すものとする。

なお、サージアブソーバのようにコンデンサーと避雷器から構成されるものについては、第2号の電力用コンデンサーに該当するものとする。

## 十二 OFケーブル

導体上に絶縁紙を巻き、金属シースを施した上にビニルなどの防食層を設けた構造のケーブルを指しており、それに類似したPOFケーブルも本号に該当するものとする。

なお、上記ケーブルの絶縁油を充填加圧するための附属装置も本号に該当するものとする。

【電気関係報告規則第4条の表第15号の2、同表第16号及び同表第17号の2の3並びに原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号、同表第19号及び同表第21号】

電気関係報告規則第四条の表（抄）

- 十五の二 現に設置している又は予備として有している別に告示する電気工作物であってポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものであることが判明した場合（直ちに、当該電気工作物を廃止し、第十七号の二の三の届出をする場合を除く。）
- 十六 第一号若しくは第二号の施設、第三号、第四号、第六号若しくは第十五号の二の電気工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であって同法第二条第一項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名若しくは名称、住所若しくは法人にあつてはその代表者の氏名若しくは工場若しくは事業場の名称若しくは所在地（第十五号の二の電気工作物を設置している又は予備として有している者にあつては代表者の氏名を除く。）又は第十五号の二の電気工作物の設置若しくは予備の別に変更があつた場合
- 十七の二の三 別に告示する電気工作物であってポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものを廃止した場合

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表（抄）

- 十八 現に設置している又は予備として有している別に告示する原子力発電工作物であってポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものであることが判明した場合（直ちに、当該原子力発電工作物を廃止し、第二十一号の届出をする場合を除く。）
- 十九 第一号若しくは第二号の施設、第三号、第四号、第六号若しくは第十五号の二の電気工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であって同法第二条第一項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名若しくは名称、住所若しくは法人にあつてはその代表者の氏名若しくは工場若しくは事業場の名称若しくは所在地（第十五号の二の電気工作物を設置している又は予備として有している者にあつては代表者の氏名を除く。）又は第十五号の二の電気工作物の設置若しくは予備の別に変更があつた場合
- 二十一 別に告示する原子力発電工作物であってポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものを廃止した場合

1. 目的

ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況を適切に把握することを目的として、平成13年10月15日付けで電気関係報告規則の一部改正を行い、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止に係る報告制度を創設した。

平成15年11月21日、社団法人日本電機工業会より電気機械器具について、また、平成16年2月12日、ケーブルメーカー等9社よりOFケーブルについて、当該電気工作物に使用される絶縁油に微量のポリ塩化ビフェニルが混入している可能性が否定できない旨、経済産業省へ報告されたことを踏まえ、平成16年3月1日付けで電気関係報告規則第4条の表第15号の2は予備として有する当該電気工作物の追加及び届出期限の変更等について、同表第16号は使用状態の変更等について、同表第17号の2の3は予備として有する当該電気工作物の追加について改正したもの。

## 2. 運用上の解釈

(1) 電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び第16号並びに原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号及び第19号絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき0.5mg以下である絶縁油を使用する電気工作物については、届出の対象外とする。

(2) 電気関係報告規則第4条の表第17号の2の3及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号

電気関係報告規則第4条の表第15号の2又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号の届出をした電気工作物であって、手順書に定める方法に従って処理したことにより、当該電気工作物の絶縁油中のポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき0.3mg以下となったと認められるものにあつては、電気関係報告規則第4条の表第17号の2の3及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号の規定による廃止届出を要するものとする。

(3) 事業用電気工作物を設置する者の地位の承継等

電気事業法第55条の2第1項の規定によりポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物を設置する者の地位を承継した場合、同条第2項の規定に基づく届出を行うことで、同行為に関し、電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び第16号並びに原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号及び第19号の規定による届出を要しないものとする。

また、当該電気工作物について他の者に譲り渡す、又は他の者から譲り受ける場合、前者は電気関係報告規則第4条の表第17号の2の3及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号の規定による届出を、後者は電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号の規定による届出を要するものとする。

なお、記載方法については、様式第1、様式第1の2及び様式第2の備考欄によるものとする。

(4) 届出部数等

届出にあたって、産業保安監督部又は那覇産業保安監督事務所に正本1通及びそ

の写し1通を届け出ること。受理した機関は、写しに受理印を押印し、届け出た者に返却すること。

なお、原子力発電工作物に係る電気工作物を洗浄した場合は、原子力発電工作物に係る電気関係報告規則により経済産業大臣及び原子力規制委員会への届出が必要となるため、正本の写し1通を追加的に準備すること。

【電気関係報告規則第4条の表第19号及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第27号】

電気関係報告規則第四条の表

十九 電気工作物の破損その他の事故が発生し、絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表

二十七 原子力発電工作物の破損その他の事故が発生し、絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合

1. 目的

平成15年11月21日、社団法人日本電機工業会より電気機械器具について、及び平成16年2月12日、ケーブルメーカー等9社よりOFケーブルについて、当該電気工作物に使用される絶縁油に微量のポリ塩化ビフェニルが混入している可能性が否定できない旨、経済産業省へ報告された。

このことを踏まえ、環境保全及び公衆の安全確保の観点から、電気工作物から絶縁油が漏洩し、構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合に届出を要するよう新たに省令として規定したもの。

2. 運用上の解釈

「破損その他の事故」とは、電気関係報告規則第1条第2項第3号及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第1条第2項第3号に規定する破損事故に加え、いかなる原因であっても絶縁油が当該電気工作物から漏洩した状態にある場合を指している。

「構内以外に排出された」場合とは、一般公衆が容易に触れることができる場所に排出されたことを指しており、さく、へい等により区切られた発電所並びに変電所、開閉所及びこれらに準ずる場所の構内及び取扱者以外の者が通常立ち入ることのできない屋内の電気室等に排出された場合はこれに該当しないものとする。

「地下に浸透した場合」とは、変電所における変圧器の防油堤内の漏洩及び地中電線路におけるマンホール内の漏洩など当該電気工作物以外の他の工作物によりそれ以上浸透しない等絶縁油を回収することが可能な場合を除き、地表から地中に浸

透した場合を指している。

したがって、破損その他の事故に該当する場合であっても、構内以外に排出されたとき又は地下に浸透したときのいずれにも該当しないときは、届出の対象としないものとする。

また、絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき0.5mg以下である絶縁油を使用する電気工作物については、届出の対象外とする。

なお、記載方法については、様式第3の備考欄によるものとする。